

革新的自殺研究推進プログラム事務処理規則

令和7年7月31日センター長改正

(目的)

第1条 この規則は、革新的自殺研究推進プログラムに関する規程（以下「規程」という。）に基づき、いのち支える自殺対策推進センター（以下「JSCP」という。）の実施する革新的自殺研究推進プログラム（以下「本プログラム」という。）に関する事務処理手続を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 「研究代表者」とは、本プログラムの研究課題を遂行し、成果の取りまとめ等を行い、研究全体の責任を担う研究者をいう。
- 3 「研究分担者」とは、研究代表者とともに本プログラムの研究課題のうち分担した項目についての遂行に責任を負う研究者をいう。
- 4 「研究協力者」とは、研究課題の遂行に当たって協力を行う者をいう。
- 5 「研究代表者等」とは、研究代表者、研究分担者及び研究協力者を総称していう。
- 6 「不正行為等」とは、研究活動における不正行為（ねつ造（存在しないデータ、研究結果等を作成すること。）、改ざん（研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。）及び盗用（他の研究者等のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な指示なく流用すること。））、不正使用及び不正受給をいう。

(公募研究課題に係る領域の設定及び公募要領の公表)

第3条 JSCPは、原則として毎年度、公募研究課題に係る領域を設定し、規程第2条1項のガバニングボード（以下「GB」という。）の議を経て、研究課題への応募に関する各種手続を定め、公募要領として公表する。

(公募研究課題への応募手続)

第4条 公募研究課題に応募しようとする者は、前条記載の公募要領に記載された諸条件を遵守したうえで、別に定める様式による委託研究公募申請書を、規程7条1項に定める本プログラムの担当事務局（以下「事務局」という。）を通じて、JSCPに提出しなければならない。

(採択及び委託研究費の交付額の決定)

第5条 GBは、応募された研究課題を評価し、本プログラムにおける委託研究として採択するかどうか決定する。GBは、研究課題を採択する場合には、合わせて採択課題毎に委託研究費の交付額を決定する。

(委託研究契約の締結)

第6条 委託研究採択通知書で採択の通知を受けた者は、別に定める様式による研究計画書を、事務局を通じて、JSCPに提出しなければならない。

2 研究代表者の所属する機関（以下「研究代表機関」という。）と JSCP において委託研究契約書を締結する。

(研究代表者及び研究分担者の遵守事項)

第7条 研究代表者及び研究分担者は、委託研究費の交付を受けるにあたって、次の各事項を遵守しなければならない。ただし、(4)から(11)までは、研究代表者に限る。

- (1) 研究代表者及び研究分担者は、研究の遂行に当たり、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年3月23日制定、令和5年3月27日最終改正、文部科学省・厚生労働省・経済産業省）等の国及び公的機関の定めた研究に係る最新の各種指針を遵守しなければならないこと。
- (2) 研究代表者及び研究分担者は、研究の遂行に当たり、この事務処理規則、関連諸規定及び委託研究契約書において義務として定められた内容及び委託研究費の交付に当たって GB が個別に付した条件を遵守しなければならないこと。
- (3) 研究代表者及び研究分担者は、交付を受けた委託研究費を、研究に必要な経費にのみ使用すること。
- (4) 研究代表者は、「直接経費の費目のうち各大項目（「物品費」、「人件費・謝金」、「旅費」及び「その他」の4つの各大項目）の配分額を直接経費の総額の40%を超えて増減させる場合」、「直接経費の40%を超えて使い残しが見込まれる場合」は、任意の書式による研究計画変更申請書を事務局に提出し、承認を受けなければならない、無断で研究に要する経費の配分の変更をしてはならないこと。
- (5) 研究代表者は、第6条の研究計画書の内容を変更しようとする場合には（研究の目的及び効率的な実施に関係のない軽微な変更を除く。）、任意の書式による研究計画変更申請書を事務局に提出し、承認を受けなければならないこと。
- (6) 研究代表者は、研究が期間内に完了しないとき又は研究の遂行が困難になったときは、速やかに事務局に報告してその指示を受けること。
- (7) 研究代表者は、研究代表者又は委託研究費の交付を受ける研究分担者が所属研究機関からの退職、海外出張、育児休業及び介護休業・病気その他の理由で引き続き3月以上研究が遂行できなくなる場合には、速やかに事務局に報告してその指示を受けること。
- (8) 研究代表者は、研究代表者又は委託研究費の交付を受ける研究分担者の所属機関の変更（新たに機関に勤務する場合を含む。）があった場合には、遅滞なく、その旨を事務局に届け出なければならないこと。
- (9) 研究代表者は、研究を中止する場合には、任意の書式による委託研究中止・停止申請書を事務局に提出し、承認を受けなければならないこと。
- (10) 研究代表者は、研究代表者等がこの委託研究費による研究の成果によって、相当の収益を得たと認められる場合には、その中から交付した委託研究費の全部又は一部に相当する金額を JSCP に納付するかどうかについて、JSCP の指示に従うこと。
- (11) 研究代表者は、研究代表者等が研究の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の

支払を受けることを契約等において定めた上で行わなければならないこと。

(委託研究費の交付等)

第 8 条 JSCP は、GB が採択した研究課題について、GB が決定した委託研究費を研究代表機関に交付する。

- 2 JSCP は、前項の規定にかかわらず、平成 16 年度以降に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（厚生労働省 昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）」第 17 条第 1 項の規程により補助金等の交付の決定が取り消された事業（以下「補助金交付決定取消事業」という。）を行うに当たり法第 11 条第 1 項の規定に違反した者については、法第 18 条第 1 項の規定により当該補助金交付決定取消事業に係る補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降 1 年以上 10 年以内の間で当該違反の内容等を勘案して相当と認められる期間、委託研究費を交付しない。ただし、当該違反の内容等が、社会的影響が小さくかつ悪質でない場合については、この限りではない。
- 3 JSCP は、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、前項に該当する場合において補助金交付決定取消事業に係る補助金の使用を共謀した者については、前項の規定により同項の当該者について補助金を交付しないこととされる期間と同一の期間、委託研究費を交付しない。
- 4 JSCP は、前各項の規定にかかわらず、偽りその他の不正により補助金の交付を受けた者又は当該偽りその他の不正を行いもしくは共謀した者については、補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降 5 年間、委託研究費を交付しない。
- 5 JSCP は、補助金交付決定取消事業が、補助金交付決定取消事業を行った者その他の者が共同して行われたものである場合であって、法第 11 条第 1 項の規定に違反する行為又は偽りその他の不正により補助金の交付を受けた行為が、補助金交付決定取消事業を行った者によるものではなく、他の者のみによるものと認められる場合にあっては、他の者に対し、第 2 項の規定を適用する。
- 6 JSCP は、第 1 項の規定にかかわらず、補助金の交付対象事業において不正行為等があったと認められた者（不正があったと認められた研究に係る論文等の内容について責任を負う者を含む。）又はその不正を共謀した者については、不正が認定された年度の翌年度以降 1 年以上 10 年以内の間で不正の内容等を勘案して相当と認められる期間、委託研究費を交付しない。
- 7 JSCP は、補助金の交付対象事業が、補助金の交付対象事業を行った者その他の者が共同して行ったものである場合であって、不正行為等があったと認められた行為が、当該交付対象事業を行った者によるものではなく、当該他の者のみによるものと認められる場合にあっては、当該他の者に対し、前項の規定を適用する。
- 8 JSCP は、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、「科学研究費補助金取扱規程第 4 条第 3 項の特定給付金等を定める件」（平成 16 年 8 月 24 日制定、令和 7 年 8 月 8 日最終改正、文部科学大臣決定）の別表第 1 および別表第 2 にかかる平成 16 年度以降に国又は独立行政法人が交付する給付金であって別に定めるもの（以下「特定給付金」という。）を他の用途へ使用をした行為もしくは他の用途へ使用した行為の遂行を共謀した行為、特定給付金の交付の対象となる事業に関して特定給付金の交付の決定の内容、これに附した条件その他法令もしくはこれに基づく国の機関もしくは独立行政法人の長の処分に違反した行為又は偽りその他の不正により特定給付金の交付を受け、もしくは偽りその他の不正を共謀

した行為により、その行う事業について一定期間特定給付金を交付しないこととされた者については、表 2「不正使用・不正受給の場合」に定める期間、委託研究費を交付しないものとする。

- 9 JSCP は、特定給付金の交付対象事業が、特定給付金の交付対象事業を行った者と他の者が共同して行ったものである場合であって、特定給付金を他の用途へ使用をした行為、特定給付金の交付の対象となる事業に関して特定給付金の交付の決定の内容、これに附した条件その他法令もしくはこれに基づく国の機関もしくは独立行政法人の長の処分に違反した行為又は偽りその他の不正により特定給付金の交付を受けた行為が、交付対象事業を行った者によるものでなく、他の者のみによるものと認められる場合にあっては、他の者に対し、前項の規定を適用する。
- 10 JSCP は、第 1 項の規定にかかわらず、特定給付金の交付対象事業において不正行為等があったと認められ、一定期間特定給付金を交付しないこととされた場合には、当該事業を行った者もしくは共同して行った他の者又は不正を共謀した者に対しては、表 1「不正行為の場合」に定める期間、委託研究費を交付しないものとする。
- 11 JSCP は、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、「科学研究費補助金取扱規程第 4 条第 3 項の特定給付金等を定める件」（平成 16 年 8 月 24 日制定、令和 7 年 8 月 8 日最終改正、文部科学大臣決定）の別表第 1 および別表第 2 にかかる平成 16 年度以降に特定給付金以外の国が交付する助成金又は委託費であって別に定めるもの（以下「助成金等」という。）を他の用途へ使用をした行為もしくは他の用途へ使用した行為の遂行を共謀した行為、助成金等の交付の対象となる事業に関して助成金等の交付の決定の内容、これに附した条件その他法令もしくはこれに基づく国の機関の長の処分に違反した行為又は偽りその他の不正により助成金等の交付を受け、もしくは偽りその他の不正を共謀した行為により、当該事業について一定期間助成金等を交付しないこととされた者については、表 2「不正使用・不正受給の場合」に定める期間、委託研究費を交付しないものとする。
- 12 JSCP は、助成金等の交付対象事業が、助成金等の交付対象事業を行った者と他の者が共同して行ったものである場合であって、助成金等を他の用途へ使用した行為、助成金等の交付の対象となる事業に関して助成金等の交付の決定の内容、これに附した条件その他法令もしくはこれに基づく国の機関の長の処分に違反した行為又は偽りその他の不正により助成金等の交付を受けた行為が、交付対象事業を行った者によるものではなく、他の者のみによるものと認められる場合にあっては、他の者に対し、前項の規定を適用する。
- 13 JSCP は、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、助成金等の交付対象事業において不正行為等があったと認められ、一定期間助成金等を交付しないこととされた場合には、当該事業を行った者もしくは共同して行った他の者又は不正を共謀した者に対しては、表 1「不正行為の場合」、委託研究費を交付しないものとする。
- 14 JSCP は、第 3 項から前項までの規定により、委託研究費を交付しないこととされた者を、交付しないこととされた期間、分担して研究を行う者については、交付しないこととされた期間、委託研究費を交付しないものとする。

（委託研究費の交付の対象経費）

第 9 条 研究事業に係る委託研究費の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 研究に必要な直接経費

(2) 研究に必要な間接経費

- 2 前項に掲げる経費の範囲の詳細は、表3「委託研究費の費目別内訳」に定めるものとする。

(委託研究費交付額の算定方法)

第10条 研究事業に要する委託研究費の交付額は、GBが決定した額（以下「交付基準額」という。）とする。ただし、前条に規定する経費に係る実支出額（その額が、その他の収入があった場合において、研究に要した費用の総額から当該収入を控除した額を超えるときは、当該控除した額）が交付基準額に満たない場合は、当該満たない額とする。

(委託研究費の経理)

第11条 研究代表機関は、研究に要した費用について、他の経理と区分して収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、委託研究費の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 研究代表機関は、前項の収入額及び支出額について、その収入及び支出内容に関する別に定める証拠書類を整理し、前項の帳簿とともに、委託研究費の額の確定の日（第7条第9号の規定により、研究の中止について承認を受けた場合には、承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

- 3 JSCPは、必要があると認める場合には、委託研究費の経理に関し、研究代表機関に対して報告もしくは前項の証拠書類の提出を求め、又は指導し、又は関係者に質問することができる。

(研究実績報告)

第12条 研究代表者は、当該年度における研究に関する会計報告として、JSCPが指定する日までに、別に定める様式による収支簿、収支決算総括表、間接経費執行実績報告書ならびに研究実績報告書を、事務局を通じて、JSCPに提出しなければならない。

- 2 研究代表者は、研究の中止について承認を受けた場合には、速やかに、別に定める様式による収支簿、収支決算総括表、間接経費執行実績報告書ならびに研究実績報告書を、事務局を通じて、JSCPに提出しなければならない。

(委託研究費の額の確定等)

第13条 JSCPは、前条の規定による収支簿、収支決算総括表ならびに研究実績報告書の提出を受けたときは、その審査及び必要に応じて行う調査を行うことにより、委託研究費の額を確定し、研究代表機関に通知するものとする。

- 2 JSCPは、委託研究費の確定額に対して、既にその額を超える金額が交付されているときは、期限を定めて、超過金額を返還することを命ずるものとする。

(研究成果報告書等)

第14条 研究代表者は、当該年度における研究に関する成果報告として、JSCPが指定する日までに、別に定める様式による研究成果報告書を、事務局を通じて、JSCPに提出しなければならない。

- 2 研究代表者は、複数年度にわたる研究が終了する際には、最終成果報告として、JSCPが

指定する日までに、別に定める様式による委託研究最終報告書を、事務局を通じて、JSCP に提出しなければならない。

- 3 提出された研究成果報告書及び委託研究最終報告書の全部又は一部は、印刷その他の方法により JSCP が公表するものとする。

(謝辞の記載)

第 15 条 研究代表者等は、本プログラムより得た研究成果を発表・掲載・発行等する場合は、本プログラムにより研究委託を受けたことを必ず明記しなければならない。

- 2 前項に掲げる記載方法及び研究成果物の取り扱いについては、別に定めるものとする。

(特許公報等の届出)

第 16 条 研究者等又は第 7 条第 11 号により知的財産権を受ける権利の譲渡を受けた者が研究で得られた成果に関して特許権等の知的財産権を得た場合には、研究代表者は、特許公報等の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、速やかにその旨を JSCP に届け出なければならない。

(その他)

第 17 条 特別の事情により委託研究費に関する各種の算定が本規則に定める算定方法又は手続によることができない場合は、当該研究の研究代表者は、あらかじめ JSCP にその理由を説明して、その承認を受けたうえで別途対応することとする。

- 2 この規則に定めるもののほか、委託研究費の取扱その他の事務処理手続の細目に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日より実施する。

この規則（令和 6 年 4 月 1 日改正）は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規則（令和 7 年 7 月 31 日改正）は、令和 7 年 7 月 31 日から施行する。

表 1 不正行為の場合

不正行為への関与による区分			不正行為の程度	相当と認められる期間
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10 年
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7 年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5 年
		上記以外の著者		2～3 年
	3 1 及び 2 を除く不正行為に関与した者			2～3 年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3 年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2 年

参考：「競争的研究費の適正な執行に関する指針」

（平成 17 年 9 月 9 日制定、令和 3 年 12 月 17 日最終改正、競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

表 2 不正使用・不正受給の場合

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者＊1	1	個人の利益を得るための私的流用	10 年
	2 1 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
		② ①及び③以外のもの	2～4 年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5 年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者＊2			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限 2 年、下限 1 年

参考：「競争的研究費の適正な執行に関する指針」

（平成 17 年 9 月 9 日制定、令和 3 年 12 月 17 日最終改正、競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

※ 以下の場合、応募制限を科さず、厳重注意を通知する。

- ・＊1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・＊2において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

表 3 委託研究費の費目別内訳

大項目		中項目	内 容
直接経費	1.物品費	設備備品費	研究の遂行に必要な物品であり、その性質上、原形のまま比較的長期の反覆使用に耐えられるものです。 研究機器（パソコン含む）、機械装置、及び工具器具等。 ※ 装置等の製造・改造（主として機能を高め、又は耐久性を増すための資本的支出）及びソフトウェア（機械・設備類に組み込まれ、又は付属し、一体として機能するもの）を含みます。 ※取得価格が50万円以上の機械器具等については、賃借が可能な場合は原則として賃借によることとします。ただし、賃借が可能でない場合、又は、購入した場合と研究期間内で賃借をした場合とを比較して、購入した場合の方が安価な場合等は、購入して差し支えありません。
		消耗品費	研究の遂行に必要な物品であり、その性質上、使用するに従い消費され、その性質が長期使用に適しないものです。 各種事務用品、文房具、消耗機材、医薬品、試薬、動物及び飼料、書籍、新聞及び雑誌等（年間購読料を含む）、謝品（謝礼用プリペイドカード等）、コンピュータソフト（バージョンアップを含む）並びに設備備品に必要な消耗部品等
		※「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」（令和3年3月5日制定、令和5年5月24日最終改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本委託研究費を原資として取得した耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上の物品については、研究機関において設備等として受け入れ、特に耐用年数1年以上かつ取得価格50万円以上の設備等については、資産として管理を行ってください。また、耐用年数1年未満又は取得価格10万円未満の物品については消耗品として取り扱ってください。	
	2.人件費・謝金	人件費	当該委託研究の実施に必要な研究協力、実験補助、集計、資料整理又は経理事務等を行う者の雇用に要する給与、賃金、賞与、社会保険料、各種手当、通訳翻訳料（個人払い）等 ※本プログラムでは、PI 人件費 は認めておりません。
		謝 金	研究の遂行に必要な知識、情報又は技術の提供等を行った者に対する謝礼に要する経費です。 ※研究代表者及び研究分担者には支給できません。 ※研究代表機関の謝金規程等により算定してください。研究代表機関の謝金規程等によらないで支出する場合の支給単価については、「謝金の標準支払基準」（平成 21 年 7 月 1 日制定、令和7年2月21日最終改正、各府省等申合せ）で使用している単価を参考に決定する等、明確な根拠に基づき、研究代表機関の責任において決定してください。
	3.旅 費	旅 費	研究代表者・研究分担者・研究協力者に係る交通費・宿泊費等旅費、外部専門家等の招へい対象者に係る交通費・宿泊費等
	4.その他	業務委託費	データ入力、アンケート調査等の業務を業者に委託するための経費、通訳翻訳料（業者委託）等
		印刷製本費	印刷代、製本代、複写費等
		借料及び損料	会場借料、機器類等のリース料、Wi-Fi機器借料、研究実施場所借上費（研究代表機関の施設において研究の遂行が困難な場合に限る。）等 ※ただし、水道光熱費等は除く。
		会議費	会議開催時の弁当代、飲料水代等
		通信運搬費	通信費（郵便料、電話料等）、運搬費等
		雑役務費	学会参加費、諸手数料、不課税取引等に係る消費税相当額等その他研究事業の実施に必要な経費 ※ただし、学会年会費は除く。
間接経費			直接経費に対して一定比率（30%）で交付され、当該委託研究の実施に伴う研究代表機関の管理等に必要な経費として研究代表機関が使用する経費